

メディカルイノベーションエデュケーションハブ規約

令和 7 年 2 月 13 日制定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本エデュケーションハブを、メディカルイノベーションエデュケーションハブと称する。

2 本エデュケーションハブの英文表記を Kyoto Medical Innovation and Education (略称: K-MINE) と定める。

(事務局)

第 2 条 本エデュケーションハブは、事務局を京都大学医学研究科「医学領域」産学連携推進機構に置く。

(目的)

第 3 条 本エデュケーションハブは、京都大学大学院医学研究科・医学部が、学外組織との協働を通して、オープンイノベーションを加速させるとともに、最先端の医学知識・研究力を備えた博士人材を育成するための教育、研究及び活動・事業のコンテンツ及び成果を本エデュケーションハブの会員に提供することを目的とする。

(活動)

第 4 条 本エデュケーションハブは、前条の目的を達成するために以下の活動・事業を行う。

(1) 会員相互間の情報交流活動として以下を提供する。

1. 会員限定セミナー、ワークショップ、イベントへの参加
 - ・ 交流イベント
 - ・ 若手ミートアップ (年2回程度)
 - ・ 学内限定研究交流サロンへの参加
 - ・ 企業と産学連携担当者との定期的な個別ミーティング (年1回)
 - ・ アカデミア限定ミニセミナーへの参画
 - ・ 学内限定イベント・セミナー等への参加
2. エデュケーションハブ又は京都大学大学院医学研究科が開発した講座
 - ・ プロセスエクセレンス特論
 - ・ 【実践型】未来を創造する人材育成講座
 - ・ 医療ヘルスケア・イノベーション起業家人材育成プログラム「HiDEP」

(2) 成長戦略本部と連携し、研究力強化・研究成果の社会実装に向けた京都大学における各種取組みに参画し、エコシステムの醸成を共に行う。

(3) その他本エデュケーションハブの目的に合致する教育、研究及び活動・事業を実施

する。

第2章 構成員

(種別)

第5条 本エデュケーションハブは、次の者により構成されるものとする。なお、本規約においては（2）から（4）を総称して「会員」という。

(1) 代表機関

国立大学法人京都大学（京都大学大学院医学研究科・医学部）とする。

(2) 団体会員

第3条で定める本エデュケーションハブの目的に賛同する法人に限定するものとし、別紙1で定める年会費の額により、団体会員A、BまたはCとする。

(3) 個人会員

第3条で定める本エデュケーションハブの目的に賛同する個人に限定するものとし、年会費は別紙1で定める額とする。なお、個人会員はアカデミ・学生に限るものとする。

(4) 賛助・指導会員

大学研究者その他の専門家など本エデュケーションハブに貢献すると代表者が認めた団体又は個人とし、年会費は不要とする。

(代表者)

第6条 代表者1名は、代表機関の医学研究科又は医学部の専任の教授のうちから医学研究科長が指名する。

2 代表者は、代表機関に所属する者の中から代表者を補佐する者として副代表者を2名まで選任することができる。

3 会員は、本エデュケーションハブの活動内容に関し代表者に対して意見、提案を行うことができる。

4 代表者及び副代表者の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(入会等)

第7条 本エデュケーションハブにおける入会等については次のとおり取り扱うものとする。

1 入会

入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、代表者がこれを承認することで入会できる。ただし、団体会員及び個人会員の入会日は、加入年度の年会費を納入した日とする。

2 退会

退会を希望する者は、代表者に退会届を提出することでいつでも退会できる。ただし、退会の時期にかかわらず、年会費の返還はないものとする。

3 除名

会員が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、代表者は当該会員を除名することができる。

- (1) 本規約に反したとき
- (2) 本エデュケーションハブの運営を妨げたとき
- (3) 本エデュケーションハブの他の会員に損害を与えたとき
- (4) 公序良俗に反する行為を行ったとき
- (5) その他、会員全員が除名相当と判断する理由があったとき

4 解散

代表者は会員と協議の上、本エデュケーションハブを解散できるものとする。

(年会費)

- 第8条 年会費は別紙1のとおりとし、各年4月1日から翌年3月31日までの分とする。
- 2 年会費は申込時期にかかる別紙1に定める額とする。
 - 3 団体会員及び個人会員は本エデュケーションハブの事務局が発行する請求書に基づき年会費を支払うものとする。

(公表事項)

- 第9条 本エデュケーションハブの概要ならびに参加する会員名は公表することができる。ただし、非公表を希望する者を除く。

第3章 非公開情報、情報公開及び反社会的勢力排除

(非公開情報)

- 第10条 本規約において会員限定情報とは、他の会員又は事務局から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供又は電子的に提供された情報であって、開示者が会員限定情報の表示を付すことにより、本エデュケーションハブの会員のみに開示する非公開情報である旨を明示した情報をいう。

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、会員限定情報に該当しないものとする。

- (1) 既に公知のもの又は受領者の責によらず公知となった情報
- (2) 受領者が既に保有している情報
- (3) 受領者が守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (4) 受領者が会員限定情報によらずに独自に開発又は知りえた情報
- (5) 開示者がかかる守秘義務の制約から除外することを書面により同意した情報

- 3 会員は、会員限定情報を本エデュケーションハブの活動の目的のみに利用するとともに、開示者の書面による承諾なしに第三者に会員限定情報を提供、開示又は漏洩しないものとする。また、会員が本エデュケーションハブを退会した若しくは除名された場合又は本エデュケーションハブが解散した場合も、受領者は開示者の書面による承諾なしに第三者に会員限定情報を提供、開示又は漏洩しないものとする。

- 4 会員限定情報その他本エデュケーションハブに関連して、本エデュケーションハブの会員間又は代表機関と会員の間において開示された一切の情報に係る著作権、特許権等の知的

財産権その他一切の権利は、当該情報の開示者又は当該情報の権利保有者に留保される。本エデュケーションハブへの入会、本エデュケーションハブにおける活動又は本エデュケーションハブの会員間若しくは本エデュケーションハブと会員の間における情報の開示によって、会員限定情報その他何らの情報に関しても、当該情報の開示者から他の会員又は本エデュケーションハブに対して何らの権利も移転せず、また、本規約に明示的に規定される限定的な権利以外には、他の会員に対して会員限定情報を使用又は利用する何らの権利も許諾されない。

(情報公開)

第11条 本エデュケーションハブでは、第10条に定める会員限定情報を除き、共有された情報は公開できるものとする。

(反社会的勢力排除)

第12条 本エデュケーションハブ会員は反社会的勢力（暴力団等（その団員、準構成員及び関係企業を含む）、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はその他これらに準ずる者を意味する。以下、同じ。）との取引排除に関し、次の各号に定める条項を遵守する。

- (1) 本エデュケーションハブ会員は、現在及び過去5年間に反社会的勢力の何れにも該当しないことをそれぞれ表明し、将来にわたっても確約する。
- (2) 本エデュケーションハブ会員は、現在、①反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係にある者（以下「反社会的勢力等」という）によってその経営を支配若しくは関与されていないこと、②自らが反社会的勢力等を利用若しくは資金又は便宜等を提供していないこと、③その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係等のないことをそれぞれ表明し、将来にわたっても確約する。
- (3) 本エデュケーションハブ会員は、自ら又は第三者を利用して、①暴力的な要求、②法的な責任を超えた不当な要求、③取引に関する脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、④風説の流布、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、若しくは相手方の業務を妨害する行為、⑤その他これらに準ずる行為の何れも行わないことを確約する。
- (4) 本エデュケーションハブ会員は、各自が当事者となっている下請契約又は再委託契約等、本エデュケーションハブに密接に関連する契約（以下「関連契約」という）において、その当事者又は代理若しくは媒介をする者が反社会的勢力等に該当することが判明した場合には、速やかにその事実を本エデュケーションハブ運営事務局に報告し、本エデュケーションハブ運営事務局の指示に従い当該関連契約につき解除その他の必要な措置を講ずることを確約する。

第4章 財政及びその他

(経理)

第13条 本エデュケーションハブの事務局は、年度毎に経理報告を行う。

2 本エデュケーションハブが徴収する年会費の用途は、別紙2で定める用途とする。

(期間)

第14条 本エデュケーションハブは、2025年4月1日に開始し、2030年3月31日まで実施する。なお、代表者の判断により、期間満了の3か月前までに会員に書面により通知することにより、延長することができる。

(規約の変更)

第15条 事務局は、本エデュケーションハブの円滑な運営のために必要と判断される場合、本規約の内容を改正することができる。

(免責)

第16条 本エデュケーションハブの活動は、すべて自己の責任において遂行されるものであり、いかなる事由が生じても本エデュケーションハブは一切の責任を負わないものとする。

(協議)

第17条 この規約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、またはこの規約に定めのない事項については代表者及び会員が協議の上、解決するものとする。

以上

別紙1：年会費

会員種別	年会費	提供する活動内容			
		交流イベント ・若手ミートアップ（年2回程度） ・学内限定研究交流サロンへの参加 ・企業と産学連携担当者との定期的な個別ミーティング（年1回） ・アカデミア限定ミニセミナーへの参画 ・学内限定イベント・セミナー等への参加	プロセスエクセレンス特論の受講（1名） (※団体会員に限り、2名目以降は5万円×人数)	【実践型】未来を創造する人材育成講座の受講（1名） (※団体会員に限り、2名目以降は3万円×人数)	医療ヘルスケア・イノベーション起業家人材育成プログラム「HiDEP」の受講（1名）
団体会員 A	50万円	○	○	○	○
団体会員 B	20万円	○	×	×	×
団体会員 C	25万円	×	×	×	○
個人会員	10万円	×	○	×	×
	5万円	×	×	○	×
	1万円	×	×	×	○

※交流イベントへの参加は原則1社あたり3名以下とします。

※個人会員はアカデミア・学生に限ります。

※年会費は全て税込表示である。

別紙2：年会費より徴する費目

費目
(1) 本エデュケーションハブの活動に資する研究を京都大学大学院医学研究科・医学部が行うための研究費及び活動費（論文掲載料、本エデュケーションハブの広報費用、講師への謝礼及び外部専門家への業務委託費を含むがこれに限られない。）
(2) 事務局の人事費及び運営費用